

令和 2 年 1 1 月 1 9 日開会

総 務 消 防
常 任 委 員 会 会 議 録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

総務消防常任委員会会議録

～～～～～～～～～～

日 程

日 時 令和2年11月19日（木）
組合議会定例会休憩中
場 所 米子市淀江支所 大会議室

- 1 開 会
- 2 委員長の互選
- 3 副委員長の互選
- 4 審査事項

議案第11号 鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員の特殊勤務手当
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 5 所管事務調査
 - (1) 特別職報酬の改定について
 - (2) 消防ポンプ自動車の業務出向中における交通事故の発生について
- 6 閉 会

～～～～～～～～～～

出席者（8名）

委員長	小 谷	博 徳	副委員長	石 橋	佳 枝
委 員	三 鴨	秀 文	委 員	中 田	利 幸
委 員	森 岡	俊 夫	委 員	井 藤	稔
委 員	杉 谷	洋 一	委 員	上 原	二 郎

～～～～～～～～～～

欠席者（0名）

～～～～～～～～～～

説明のため出席した者

事務局長	三 上	洋	消防局長	藤 山	史 郎
消防局次長兼総務課長	赤 川	紀 夫	事務局総務課長	生 田	公 志
消防局警防課長	多 田	儒 司	消防局主査（警防課）	生 田	圭 一 郎

消防局警防課救急室長 岩田 幸博 事務局総務課長補佐 伏野 哲彦
事務局総務課担当課長補佐 榎野 純

~~~~~

## 事務局の職員

書記長 針田 智子 書記 堀尾 周作

~~~~~

○臨時委員長の選出

○針田書記長 本日の総務消防常任委員会でございますが、議会閉会中の9月1日の委員改選後、初めての委員会でございますので、正副委員長ともに空席でございます。委員長が互選されるまでの間、組合議会委員会条例第8条第2項の規定によりまして、年長の委員でございます小谷委員に臨時委員長をお願いしたいと思います。それでは、小谷委員、よろしくお願いいたします。

○小谷臨時委員長 ただいま指名をいただきました小谷でございます。委員長が互選をされるまでの間、年長委員であるということで、不肖小谷が臨時委員長を務めさせていただきますので、議事進行につきましてよろしくお願いいたします。

~~~~~

## 1 開 会

(午後2時37分)

**○小谷臨時委員長** それでは、これより総務消防常任委員会を開会いたします。

~~~~~

2 委員長の互選

○小谷臨時委員長 早速でございますが、日程2、委員長の互選に入りたいと思います。まず、委員長の互選について、事務局から説明をお願いいたします。

○針田書記長 委員長。

○小谷臨時委員長 針田書記長。

○針田書記長 組合議会委員会条例第7条第2項によりますと、正副委員長は委員会において互選すると規定されておりますが、過去の例で申し上げますと、委

員長はこれまで、町村議会選出の委員が務めてきておられます。以上でございます。

○小谷臨時委員長 ただいま、事務局から、委員長は町村議会選出の委員が務めてこられた経緯があるとの報告がありました。引き続き、町村議会選出の委員を御推選いただくということで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○小谷臨時委員長 御異議がないようですので、どなたか委員長を御推選いただきたいと思います。

○井藤委員 はい、委員長。

○小谷臨時委員長 井藤委員。

○井藤委員 当委員会の委員長に、小谷委員を推選いたします。

○小谷臨時委員長 ただいま、委員長に小谷を推選する旨の声がありましたが、小谷を委員長の当選人とすることに、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○小谷臨時委員長 御異議がないようですので、小谷を委員長の当選人とすることに決しました。

○小谷委員長 それでは、一言御挨拶を申し上げたいと思います。ただいま、委員長に推選をいただきました小谷でございます。公平、公正な議事運営と、それから活発な意見を交わされる場にしたいというふうに思っておりますので、一生懸命務めたいと思います。どうか御指導、御協力のほどをよろしくお願いいたします。

~~~~~

### 3 副委員長の互選

○小谷委員長 それでは、次に日程3の副委員長の互選を行いたいと思います。まず、副委員長の互選について、事務局から説明をお願いします。

○針田書記長 委員長。

○小谷委員長 針田書記長。

○針田書記長 過去の例で申し上げますと、副委員長は、米子市議会選出の委員が務めてきておられます。以上でございます。

○小谷委員長 ただいま、事務局から、副委員長は米子市議会選出の委員が務めてこられた経過があるとの報告がありました。引き続き、米子市議会選出の委員を御推選いただくということで、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○小谷委員長 異議がないようですので、どなたか副委員長を御推選いただきたいと思います。

○中田委員 委員長。

○小谷委員長 中田委員。

○中田委員 石橋委員を推選いたしたいと思います。

○小谷委員長 ただいま、石橋委員を副委員長にという推選がございましたが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○小谷委員長 御異議がないようですので、石橋委員を副委員長の当選人とすることに決しました。石橋副委員長、御挨拶をお願いします。

○石橋副委員長 ただいま、副委員長に推選いただきました石橋佳枝です。委員長を助け、圏域住民の負託に応えた委員会の運営に努めてまいりたいと思います。どうか、皆様の御協力をよろしくお願いします。

~~~~~

4 審 査 事 項

○小谷委員長 引き続き、日程4、審査事項に入りたいと思います。先ほど、本会議から付託されました議案1件につきまして、審査をいたします。なお、審査事項は、お手元に配布しております日程書のとおりでございます。では、議案第11号、鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。当局の説明を求めます。

○生田事務局総務課長 委員長。

○小谷委員長 生田事務局総務課長。

○生田事務局総務課長 それでは、議案第11号につきまして御説明を申し上げます。議案第11号は、鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。改正の理由でございますが、新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る消防業務について、従事する職員の手当の特例として定めるものでございます。改正内容につきましては、議案第11号の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。附則の第5項におきまして、消防業務に従事する職員の手当を支給する旨の規定を新設をいたしますとともに、第6項におきまして、手当の額を規定しております。手当の額につきましては、1勤務につき3,000円。長時間にわたり接して行う業務の場合は4,000円という内容でございます。この改正規定の内容につきましては、先ほども質疑の中でございましたが、6月に県議会のほうで可決をされました条例の内容と同内容としているところでございます。簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○小谷委員長 当局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。委員の皆

さんの質疑をお願いします。

○中田委員 委員長。

○小谷委員長 中田委員。

○中田委員 内容については了解しとるところでございますけれども、ちょうどいい機会ですので、実際の勤務実態といいますか、コロナ感染症対策を取りながらの状況について御説明いただければと思うんですけども。

○多田消防局警防課長 委員長。

○小谷委員長 多田消防局警防課長。

○多田消防局警防課長 実態との御指摘でございますけれども、新型コロナウイルス感染症に対応した事例でございますけれども、本日までに総件数が25件ございました。これがPCR検査に進まれた傷病者でございます。そのうち5件が陽性と。これは11月18日現在の数字でございますけれども、対象手当で職員の対象としましては、延べ77名の対象となっております。当局の体制としましては、主に救急搬送患者、119番通報がありました患者さんの対応をさせていただいて、現場で国の示したスクリーニング要件、例えば感染の非常に発生している地域に渡航歴があった等々を勘案しまして、明らかに疑いがあるものは保健所に連絡しまして、その後の対応を検討すると。勿論、傷病者の生命・身体にそのいとまがない場合には全て救急搬送する体制としまして、防護に関しましては、先ほど議場で申しましたが、オーバートリアージ、一つ段階を上げて、疑いを持ったものは全てマスクのレベルを上げて、N95マスク。そしてゴーグル、そしてタイベックスの装着というものを命じて、初期の消毒は予備隊をつけて完全消毒をしております。

○中田委員 委員長。

○小谷委員長 中田委員。

○中田委員 そうしたら、帰ってきてからはその予備隊のほうで対応してフォローするということですが、今の状況、まだ鳥取県西部圏域の感染状況というのは、幸いにしてそこまでではないかも知れませんが、今後、恐れ、インフルエンザ等も含めたよく分からない状況も含めて、様々な場面が出てくると思うんですけども。例えばですね、医療従事者のほうはかなり、要は範囲、感染のリスクを背負う範囲、職員の範囲というのを広く見込んで、いろんな事をやっておられるようでして、鳥取大学のほうなんかでも。ですから今後のその進捗状況においては、今回はこの議案で対象という部分の業務とか、範囲があると思うんですけども、今後の感染拡大の状況とか、業務の様々な状況変化に応じてですね、やっぱり適切にそこら辺もまた考えて、見直しも適切にしていくなことが私は必要だと思いますけれども、その辺についてはいかがですか。

○多田消防局警防課長 委員長。

○小谷委員長 多田消防局警防課長。

○多田消防局警防課長 業務の見直しということでございますけども、まず我々の根本は、平常時の救急対応も必要かと存じております。現時点では、平常時の車両の削減は行っておりません。予備車2台を活用しまして、職員を充当いたしましてコロナの対応に当たっております。今、御指摘がありましたように、これから患者が増えていって保健所対応もままならなくなりましたら、当然、平常時の救急体制にも影響が出るのは確実。その際には、出来る限り平常時の救急を守るとともにですね、コロナの搬送にも協力したいと思っております。

○中田委員 委員長。

○小谷委員長 中田委員。

○中田委員 ぜひですね、その辺の取り組みを本当によろしくお願ひしたいと思います。それから今、感染者のことも、対応も今までの方針から、いわゆるかかりつけ医のところというように変化が起きて、そうすると開業医とかそれから他のところからのいろんな要請なんかも起きるんじゃないかという、実は懸念が起こってきて。そうすると、移動範囲にも様々な事柄が起きてくるのではないかと思っておりますので、ぜひ感染防御にしっかり努めていただいでですね、そこら辺はしっかり取り組んでいただくということで。私としては必要に応じて適切な、やはり先ほども士気という問題がありましたけれども、職員の皆さんが、そういった感染防御とともに、やっぱりそういったリスクに対する手厚さというのは私必要だと思っておりますので。ぜひその辺のことについては今後ともよろしくお願ひします。以上です。

○小谷委員長 今のは意見でいいですか。

○中田委員 はい。

○小谷委員長 ほかにありませんか。

○上原委員 はい、委員長。

○小谷委員長 上原委員。

○上原委員 先ほどのPCR検査の件で、このコロナに関係するのは25件で、5件が陽性と。ちょっと意外に多いなっていう感覚です。それから、全部で77件、PCR検査を受けたというふうに聞きましたが、そのうち陽性がどれくらいあったのか。で、現在はその陽性の方も含めてですね、いわゆる全員元気になって、陰性になったということになっているかどうかを教えてください。

○小谷委員長 多田消防局警防課長。

○多田消防局警防課長 延べ77名と申しましたのは、この25件に対応した職員の数でございます。次の質問で、今までの患者さんの状況でございますか、鳥取県の。

○上原委員 5件が陽性と言われましたので、その方が今どうなっているか。

○多田消防局警防課長 現在、1名の方が入院中ございまして、他の4名の方は退院されております。

○小谷委員長 いいですか。井藤委員。

○井藤委員 最近の報道を見ますと、コロナの第3波ということで、2波、3波は減ってくるのかなと実は素人ですから思っとなら、逆に、何か全体的に増えているというような状況で、いわゆる救急搬送等に当たられる消防職員の皆さんは大変だなあというふうに感じておるところであります。この今回の改正につきましては、令和2年2月1日に遡及して対応するということですが、この予算組みですけどね、今まで感染拡大になった方は当然、対応に。これの日付以降は対応のあるだろうと思いますけども。今後あまりあつて欲しくないですけども、そういうのに備えて予算対応をしていかにやいけませんよね。そのあたりは、どのように考えられておりますでしょうか。

○生田事務局総務課長 委員長。

○小谷委員長 生田事務局総務課長。

○生田事務局総務課長 それでは、職員の手当の予算措置というところでございますので、私のほうから御答弁をさせていただきます。本年度の全体の特殊勤務手当でございますが、これが実は、例年と比べて執行していくペースが少なくなつて推移をしておるところでございます。今後の感染状況によりましてはということになります。現段階におきましては、このまま推移をしていくのであれば特段の予算措置は必要ないと考えておりますが、今後の状況に応じまして、職員の手当の補正をお願いしたいというふうに考えております。以上でございます。

○井藤委員 ありがとうございます。続いて質問させて…。

○小谷委員長 挙手をしてください。

○井藤委員 はい、委員長。

○小谷委員長 井藤委員。

○井藤委員 質問を続けてさせていただきたいと思いますが、最近、ごく最近ですけど、まだ治療薬が、その何か効果的な、95%ぐらい効果があるようなというのが出てきていて、最近、ニュース報道もあつたりしてますけども、そのあたりで、例えば治療薬が開発される。どの程度開発されるか分かりませんが、そういうようなときには、この新型コロナウイルスへ対応する、いわゆるここの特例の部分です。特殊勤務手当の特例部分になろうかと思いますが、これは、今度はなくなっていくというような見込みでおられますでしょうか、どうでしょうか。

○小谷委員長 質問まずいいですか、それで。

○井藤委員 一応それでお願いできますでしょうか。

○小谷委員長 多田消防局警防課長。

○多田消防局警防課長 御質問は、治療薬ができてから、このコロナウイルスの手当が外れるかどうかという御質問と思いますが、現在、国の法律で指定感染症という扱いで、患者さんの隔離等々決まっておりますが、今後この治療

薬が開発されまして、効果が認められるということであれば、通常の感染症の分類から五類の分類がありますけれども、そのどの位置に位置づけられるかというところで、この手当の考え方に進んでくるかと。現在、一般的な感染症に関しましては、条例に定めております1感染症の搬送につき1,000円という対価を納めさせていただいておりますけれども、その国の定めによって扱いが異なるものと思います。

○小谷委員長 井藤委員。

○井藤委員 終わります。

○小谷委員長 もう終わりますか。ほかにありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○小谷委員長 無いようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。採決に向けての、委員の皆さんの御意見をお願いいたします。

〔「ありません」と声あり〕

○小谷委員長 別に無いようですので、討論を終結いたします。これより、本件につきまして採決をいたします。議案第11号、鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○小谷委員長 御異議なしと認めます。よって本件は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で、当委員会に付託されました議案の審査は、すべて議了いたします。御協力ありがとうございました。

~~~~~

## 5 所管事務調査

○小谷委員長 ここで、お諮りをいたします。この際、日程に所管事務調査を追加したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○小谷委員長 御異議なしと認めます。よって、所管事務調査を日程に追加することに決しました。それでは、所管事務調査を行います。調査事項は2件です。これらについて、当局より順次報告を受けたいと思います。初めに、特別職報酬の改定についてを調査事項といたします。当局より調査事項の説明を求めます。生田事務局総務課長。

○生田事務局総務課長 それでは、特別職報酬の改定につきまして御報告を申し上げます。まず、経過でございますが、令和2年2月の組合議会におきまして、米子市に準じて報酬額を定めておりますその他の附属機関の委員につきまして、金額の改定を行っていただいたところでございますが、その際に、総務消防常任

委員会におきまして、議員の皆様ほかの報酬の改定につきまして御指摘がございました。その検討の結果を報告するものでございます。２番の考え方でございます。私ども西部広域行政管理組合は、一部事務組合でございまして、その基礎となります構成市町村の事務の一部を処理する団体であるということでございますので、中心市であります米子市の報酬等をベースに予算規模等を勘案いたしまして、報酬の額を定めることといたしました。なお、監査委員のうちの識見を有する者につきましては、算出した報酬の額が、県内類似団体の報酬の最高額を上回るということになりましたことから、類似団体との均衡を図り、当該最高額を限度額といたしております。また、介護・障害認定審査会の委員の報酬につきましては記載のとおり状況でございますので、別途の扱いとさせていただいております。３番の改定案でございます。（１）番、報酬の額につきまして、太い枠で囲ってございます改定後の欄がございましたが、こちらが改定案でございます。（２）番の算出方法でございます。①番、管理者でございますが、これは、中心市であります米子市との事業規模、それから就業日数につきまして、それぞれ組合と比較をし、報酬額を算出しております。資料をおはぐりいただきまして、２ページでございます。②番。議長さん、副議長さんほかの特別職の方につきましては、上記で算出した管理職の報酬に、現行の本組合におきます報酬の割合に乗じてそれぞれ算出しております。計算方法は、例と書いてあるところを御参照いただきたいと思います。それから③番、監査委員報酬のうちの識見の方でございますが、他の報酬と比較いたしまして日当としての要素が強いと考えられますことから、その他の附属機関の委員の報酬である日額 7,200 円を基本として年額を算出いたしました。ただし、当該算出した年額が県内類似団体の最高額 75,500 円を超えますので、当該最高額と同額といたしております。４番の改定の時期でございますが、監査委員の識見を有する者の報酬につきましては、このたび算出した結果と現在の報酬額との乖離が大きいことから、令和 3 年の 4 月に施行させていただきたいと考えております。その他の特別職の方の報酬につきましては、現在、新型コロナウイルス感染症により経済活動の著しい落ち込みが認められているという状況でございますので、改定は当面見合わせということでお願いしたいと考えております。説明は以上でございます。

**○小谷委員長** 当局の説明が終わりました。委員の皆さんの質疑、御意見を伺います。

**○井藤委員** はい、委員長。

**○小谷委員長** 井藤委員。

**○井藤委員** 頂いた資料の関係でちょっとお尋ねしたいと思います。基本的には、こうしてはじいていただいたので、いいじゃないかなというふうに感じておりますけれども、これは西部のいわゆる特別職の報酬ということですが、中部、東部なども同じことなんでしょうか、どうでしょうか。

○生田事務局総務課長 委員長。

○小谷委員長 生田事務局総務課長。

○生田事務局総務課長 配布をさせていただきました資料の３ページを御覧いただきたいと思います。３ページに記載しております表の、下のほうの表になります。２番の県内類似団体の報酬額ということでございます。ここで、西部・中部・東部でございまして、西部の数字は、このたびの改定の案としてお示しさせていただきました額を入れておりまして、中部と東部さんは現在の現行の報酬の額、これを記載しております。以上です。

○小谷委員長 ほかにありませんか。

○井藤委員 はい、委員長。

○小谷委員長 井藤委員。

○井藤委員 続きですけれども、監査委員の関係で、７万５，５００円と。新たな金額が、ということになってますけれども、２万７，０００円から７万５，５００円ということになっておりますが、これは極端に何か上がる形になりますけれども、そのあたりで、ここのいわゆる、多分中部のこの最高額というか、これ最高額といえますか、最高額を定めるのに参考にされたんじゃないかと思うんですけれども、これは何か特別な理由でもあるんでしょうか、どうでしょうか。もし分かれば教えてください。

○生田事務局総務課長 委員長。

○小谷委員長 生田事務局総務課長。

○生田事務局総務課長 御質問にお答えいたします、申し訳ございませんでした。まずですね、私どもの今回の改定の案でございますが、資料に記載のとおり、その他の附属機関の委員の報酬が月額７，２００円でございます。監査委員さんはですね、年間に１２回、例月出納検査、決算審査等で御出席いただいております、これを単純に１２倍いたしますと、８万６，４００円になるということでございます。この金額を、先ほどの３ページの下の方と比較いたしますと、さらに鳥取県内で多く額が超えていくということになりますので、３広域の均衡を図るという意味合いで、７万５，５００円とさせていただいたということでございます。それで、中部の金額でございますが、これは後期高齢医療の連合のほうを参考に定められたというお話は伺っております。以上でございます。

○井藤委員 分かりました。以上です。

○小谷委員長 ほかにありませんか。

○中田委員 委員長。

○小谷委員長 中田委員。

○中田委員 以前ですね、私のほうもこの報酬額のことについては言わせていただきました。それで調べていただいて、よく分かりました。特に監査委員のところは、米子市と比較してもですね、というか、その職に当たっている方が日頃どの

ような仕事をされて、その時間を割いてこの例月出納検査に来ているかというのと、今までのほうが、日当計算にしては低すぎたと思いますので。まあ、上昇率から見るとすごい上昇してるように見えますけど、やっと普通に近づいたのかなという感じでありますので、そこら辺についてはまた今後、このことについてはしっかり、誤解を生じないようにですね、この上昇率に関しては。しっかり説明すべきときには説明していただくということは、よろしく願いをしておきたいと思います。以上です。

○小谷委員長 御意見でいいですね。

○中田委員 はい。

○小谷委員長 ほかにありませんか。別にないようですので、当局からの説明を終わります。次に、消防ポンプ自動車の業務出向中における交通事故の発生についてを調査事項といたします。当局より説明を求めます。

○多田消防局警防課長 委員長。

○小谷委員長 多田消防局警防課長。

○多田消防局警防課長 資料は、消防ポンプ自動車の業務出向中における交通事故の資料でございます。先ほど、議場にて一般質問がございましたので、重複する部分もございますが、資料に沿って御報告をさせていただきます。米子消防署南部出張所の消防車と普通乗用車の交通事故について、概要及び対応経過についての御報告でございます。1番、事故概要でございます。事故発生日は、令和2年8月10日正午頃でございます。事故場所、西伯郡南部町大木屋地内の180号線上です。事故の概要です。業務により米子方面へ進行中の消防車、乗員2名と日南町方面へ進行中の普通乗用車、乗員1名が、センターラインをはみ出してきた普通乗用車と正面衝突したものであります。2番、負傷者でございます。この事故により、負傷者が3名発生しております。普通乗用車運転手60歳代の女性であります。重症でございます。消防車運転手24歳男性、軽傷であります。消防車助手席48歳男性、軽傷であります。3番、事故車両の破損状況でございます。裏面にございます別紙の写真を御参照いただきたいと思います。双方とも損傷が激しく、走行不能の状態となっております。4番、負傷者の現状でございます。普通乗用車運転手の方は、8月末、集中治療を終えられまして一般病棟に移転され、現在加療中でございます。当局職員2名は、事故当日の診療治療のみで軽快しております。自賠責保険120万円以内は過失責任を問わないことから、示談書の締結済みとなっております。5番目でございます。欠車の代替についてということでございます。欠車の補填のためレンタル、リース等の消防車の検討をいたしました。緊急車両の指定が見込めないなどから、本事業を運営する業者は見当りませんでした。議場でもお答えしましたが、現在、非常用ポンプ車を代替として災害対応を行っております。1台欠車の総力低下を補うため、大規模災害時には、鳥取県下又は中海圏域消防相互応援協定等に基づく応援要請を早期

に行い、災害対応に不備が起こらないよう、万全を期することとしております。

6 番目でございます。事故車両について。事故車両は現在、兵庫県三田市のモリタテクノス修理工場に入庫させております。本年 11 月 4 日には分解を行いまして、キャビン及びシャシは神戸市の神戸日野自動車へ、ポンプ部分についてはモリタテクノスにて修理を行います。現在、修理工場は繁忙期でありまして、またさらに新型コロナウイルスの影響により製造遅延が生じております。当局の事故車両は大規模修理となる見込みでありますので、長期間の修理が見込まれております。分解当日には当局職員 2 名を立ち合わせ、修理工程に係る協議を行い、何とか年度内の修理完了を強く要望し、最善を尽くしているところでございます。

7 番目でございます。過失割合について。当局及び相手方保険会社により、聞き取り調査、現場検証等を踏まえ、当局の過失割合はゼロとして協議をしております。今後、相手方保険会社より正式な過失割合及び損害額が提示をされます。現在のところ、10 月 16 日時点の見積額は資料のとおりでございます。長期にわたる災害対応消防ポンプ車の欠車が生じること、そして多額の修理費用となることから報告とさせていただきます。以上でございます。

**○小谷委員長** 当局の説明が終わりました。委員の皆さんの質疑、御意見を願います。石橋委員。

**○石橋委員** どうしてこの正面衝突が起こったのかなというのをまず最初に、資料を読んだときに思ったんですけども、過失割合がゼロということは、全面的に相手方が悪いということなんですよね。ここはどうもカーブなんですけど、スピードをものすごく出されてて曲がり切れなかった、とかというようなケースなんではないかというふうに思うんですけど。

**○小谷委員長** 多田消防局警防課長。

**○多田消防局警防課長** その点に関しましては、なぜ事故に至ったかと。現在の調査では、普通乗用車がはみ出してきたためというところで、それ以外のところは憶測に過ぎませんので、現在申し上げることはできません。

**○小谷委員長** よろしいですか。いいですか。

**○石橋委員** はい。

**○小谷委員長** ほかにありませんか。

**○井藤委員** 委員長。

**○小谷委員長** 井藤委員。

**○井藤委員** 2、3 お聞きしたいと思います。一つは、先ほど事故後の対応ということで、非常用の消防車を南部町のほうにお出しになって対応されたということなんですけども、この事故によってそういうような体制の脱落といいますか、欠けるところで何か見直しされたような、配置状況とか運用状況を見直しされたようなことはございますでしょうか。

○小谷委員長 多田消防局警防課長。

○多田消防局警防課長 現在、消防車のいわゆる先発用、いわゆる当務者が災害を覚知して対応する車両、が14台ございます。そして、議場でも申しましたが、非常用消防車というのは災害がさらに大きくなった場合、あるいは重複して発生した場合に対応させていただく後発用の車両としての位置づけ。そして車検修理等の対応にも活用させていただく上で、現在、地域の状況を勘案させていただいて4署に配属させていただいておりますので、4消防署に1台ずつ配属させていただいておりますので、万一、車検あるいは点検、不慮の故障等の場合にはその組替えは考えておりますが、現段階では問題なく対応させていただいている状況でございます。

○井藤委員 分かりました。それをお聞きして、一つ安心いたしましたところであります。

○小谷委員長 質問は挙手をしてください。

○井藤委員 はい、委員長。

○小谷委員長 井藤委員。

○井藤委員 先ほどの話の中で、いわゆる災害等もこの間にあったら、そのときの対応ということで、県内の相互支援とか、あるいは県外もそうなんでしょうか。近接県ということになるんでしょうか。そういうようなところも想定しながら、いろいろ検討されてるというふうにお聞きしたんですけども、県内あるいは近接県とのいわゆる相互支援などについては、日頃、何か訓練等をなさっておるんでしょうか、どうでしょうか。

○多田消防局警防課長 委員長。

○小谷委員長 多田消防局警防課長。

○多田消防局警防課長 相互応援協定に基づく訓練等ということでございますけども、具体的なものを挙げますと、J Rの脱線総合訓練でありますとか、それから米子道を想定した大規模災害等々の訓練には、関係する近隣県の消防と連携訓練ということで、常時よりこの相互応援協定に基づく訓練は実施させていただいております。

○井藤委員 分かりました。はい、委員長。

○小谷委員長 井藤委員。

○井藤委員 もう一つ、ちょっとお聞きしたいと思います。いわゆる危機管理と申しますか、本当に何かあったときに、必要なものが足りないという状態が一番大変なんだろうなと思いますけども、このあたりで、例えばこれは特殊用途車両ですので、本当に修理費もめちゃくちゃかかるような。で、修理期間もある程度、随分短縮するように努力されたということなんですけども、代わりがございません。そういうことでこのあたり、いわゆる代替車両ですね、これをある程度確保されてるといふふうに見させていただいたらよろしいでしょうか。どうでしょう

か。これが最後の、ちょっと質問ですが。

○多田消防局警防課長 委員長。

○小谷委員長 多田消防局警防課長。

○多田消防局警防課長 今の御質問は、いわゆる今回は消防ポンプ車というものでありますが、その特殊な車両、例えば救助工作車であるとか、その他の特殊災害のためだということでございますね。よろしいでしょうか。

○井藤委員 両方含めてですけども。

○多田消防局警防課長 消防ポンプ車につきましては、今、御説明させていただいたとおりでございますけども、その他、当局はいろんな災害対応車として、交通救助に対応する救助工作車でありますとか、水難対応車でありますとか、いろいろ持っておりますけども、万が一の場合にはですね、この対応を中の装備を入れ替えて、別車両に積み込んで、やむなく対応させていただくというような検討事項も加えまして、それでも足りない場合は、他県への出動もやむを得ないということで対応させていただいております。

○井藤委員 はい、ありがとうございます。

○小谷委員長 いいですか。はい、他にありませんか。森岡委員。

○森岡委員 はい。6の事故車両の修理についてというところの御説明でですね、事故が発生して、約3カ月後によりやく修理に着手されているわけですけども、ここにはですね、繁忙期でありますよとかいうことと、それから製造が遅延であることというような、ちょっと言い訳がましい理由が書いてあるんだけど。要は、ポンプの損傷が大きいのか、それともシャシのほうで。日野自動車さんのほうに修理を依頼されているんですけども、どちらの損傷が多いというふうに、多いからこれだけ修理が遅れているんです、という理由がありますでしょうか。

○多田消防局警防課長 委員長。

○小谷委員長 多田消防局警防課長。

○多田消防局警防課長 11月4日の時点の検査では、シャシの部分もひずみがございます。そしてキャビンの部分については、おおむね交換だろうという御指示を修理業者に頂いております。

○小谷委員長 森岡委員。

○森岡委員 シャシとかキャビンとかいうものについては、通常の自動車修理も当然同じことをするわけですけど、本来なら、ポンプがすごく損傷してて、そのすり合わせなり内部の点検なりが遅れているからこれだけ遅れたんですよ、というなら非常に分かりやすいかなと思っていらっしゃるんです。ですから、この1,200万円のうちシャシ云々が幾ら、ポンプが幾らという明細があれば教えていただきたいです。

○多田消防局警防課長 はい。

○小谷委員長 多田消防局警防課長。

○多田消防局警防課長 現在のところ、見積によりますと、シャシ部分が約750万円、残りの部分がポンプ部分という明細で来ております。

○森岡委員 はい。

○小谷委員長 森岡委員。

○森岡委員 最後にしたいと思います。先ほど本会議をね、やっぱりこういう事故対応といいますか、代替車両の手配とか、そういったことには最大限尽力していただかなくちゃいけないわけですし、最後に聞きますけども、このモリタテクノさんじゃないと直せないとか、日野自動車さんでないと直せないという理由がありますか。

○多田消防局警防課長 はい。

○小谷委員長 多田消防局警防課長。

○多田消防局警防課長 このメーカーさんということでございますので、専用技師さん、いわゆるポンプの種類がそこで取り扱うポンプですので、専用工場になるということでございます。

○小谷委員長 森岡委員。

○森岡委員 分かりました。年度内の修理完了をという予定になっておりますけれども、いち早く修理を完了して備えていただきたいというふうに思います。

○井藤委員 委員長。

○小谷委員長 井藤委員。

○井藤委員 すみません、もう1点だけ聞かせてください。対応の場合が消防の車両ということになると、緊急走行されるケースが多分にあるだろうと。今回の事故も緊急走行中だったんでしょうか、ということですけども。それでもってなんですけども、いわゆる自動的に認知して急停止するっていうAIといいますか、AI装置のついたような車両などは、現在まで、今までに検討されたようなことございますでしょうか。と申しますのは、私は救急車に乗せていただいて、救急搬送されるのに同乗させていただいたことがあるんですけども、随分、マナーといいますか、緊急車両が来ても逃げないような車があったり、いろいろありますよね。というようなことで、本当に危険が常時伴っておるんだろうなというふうに思うんですけども、そういう意味でも、そういうような検討はなされたことはございますでしょうか。

○多田消防局警防課長 委員長。

○小谷委員長 多田消防局警防課長。

○多田消防局警防課長 御指摘は、AI等を積んだ車両の購入で、…。

○小谷委員長 まず最初に、緊急走行中…。

○多田消防局警防課長 申し訳ありません。当事故は、普通走行中でございます。一般業務の走行中に起こった事故であります。

○井藤委員 分かりました。

○多田消防局警防課長 続きまして、A I等で防げないかというところでございますけど、私が知るところでは、消防車で現在事故防止をA Iを積んで図っている、まだ開発は回ってきてないのかなと認識しておりますが、いろいろな条件がございます、交通ルールの免除の部分がございますので、反対車線に行ったりですね、一方通行を免除していただいて進入したりといういろいろな条件がございますので、現在のところまだ開発されてない、というお答えになろうかと思えます。

○井藤委員 委員長。

○小谷委員長 井藤委員。

○井藤委員 開発されてないということでしょうか。あるいは装置的には既に開発されてるけども、いわゆる消防のほうで緊急走行される車両についてはまだ、装置といいますか、そういうような装備を入れることを検討されていないということなんでしょうか。どちらでしょうか。

○小谷委員長 多田消防局警防課長。

○多田消防局警防課長 現段階では、衝突防止装置、いわゆる前方車両への追突を防ぐ等々の開発は、来年度から搭載されるような見込みらしいですが、まだその情報が入ったばかりでございますので、それを入れた上での安全性をどう評価するかという、これから検討になろうかと思えますので、現時点では、御質問のありました導入については、検討はなされておられません。

○井藤委員 はい、委員長。

○小谷委員長 井藤委員。

○井藤委員 ありがとうございます。ぜひ、可能であれば検討していただきたいなあと思います。終わりです。

○小谷委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○小谷委員長 別にないようですので、以上で当局からの報告を終わります。

~~~~~

6 閉 会

○小谷委員長 これをもって、総務消防常任委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午後3時29分 閉会)

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

総務消防常任臨時委員長

総務消防常任委員長

小 谷 博 徳